

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

重要事項説明書

(令和8年7月1日現在)

1. 事業所の概要

事業所名	逗子市中部地域包括支援センター
管理者名	喜代門 徳子
所在地	〒249-0006 逗子市逗子 5-4-33
連絡先	TEL : 046-872-2480 FAX : 046-872-2497
介護保険指定番号	1402500019
営業日	平日(土曜午後・日曜・祝日、年末年始は休み)
営業時間	午前8:30～午後7:00 土曜 午前8:30～午後12:00
サービス提供地域	逗子、山の根、桜山1・2・5丁目(葉桜・35～37)・6～9丁目、新宿1～3丁目、4丁目1～5番(2番29～59を除く)・6番38～42号、5丁目

2. 職員体制等

職 種	人 員 数	職 種	人 員 数
管理者(兼任)	1人	主任介護支援専門員	1人
社会福祉士等	2人	介護支援専門員	1人
保健師等	1人	事務職	0人

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

利用者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持できるよう、要介護状態にならない為の予防対策として利用者の状態にあった適切なサービスを包括的に提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)の作成に努めます。
- ・地域包括支援センターの職員は、その予防支援提供にあたり利用者の意思及び人格を尊重し提供されるサービス等が公正中立に行われるよう努めます。
- ・地域包括支援センターは、逗子市及び地域の保健・医療・福祉サービス機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供する介護予防サービスの内容

- (1) 利用者の心身の状態や要望を把握し、目標とする生活に向けた介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）を作成します。
- (2) 介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）に基づいた介護予防サービスが提供されるよう介護予防サービス提供事業者等と連絡調整を行います。
- (3) 介護予防サービス等の実施状況を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）の見直しを図ります。
- (4) 利用者との面接やテレビ電話等により介護予防サービス実施状況について確認するとともに、適宜相談支援を行います。

5. サービスが提供されるまでの流れ

- (1) 契約の締結、重要事項の説明及び個人情報の利用に関する説明と同意
- (2) 解決すべき課題の把握
- (3) 介護予防サービス・支援計画書原案（ケアプラン）案の作成
- (4) サービス担当学会議の開催
- (5) 介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）の確定・交付
- (6) サービス等の利用開始
- (7) 状態の把握（モニタリング）の実施
- (8) 評価

※ 参考

介護予防支援とは…

要支援1・2の方が利用する介護予防給付（介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、福祉用具貸与等）及び介護予防・日常生活支援総合事業についてケアマネジメントを行います。

介護予防ケアマネジメントとは…

要支援1・2および事業対象者が利用する介護予防・日常生活支援総合事業（通称、「総合事業」）についてケアマネジメントを行います。

6. 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。（別紙のとおり）
- (2) 事業所の担当地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

7. 入院時の対応

利用者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えてください。

8. 業務の委託について

地域包括支援センターは、利用者の同意を得た上で、利用者に提供する介護予防支援等の業務の一部を他の指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

9. 秘密保持と個人情報の利用

地域包括支援センターは、業務上知り得た利用者やその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合は、事前に同意を得た上で個人情報を使用します。

10. 事故発生時の対応

地域包括支援センターは、サービスの提供に際して事故が発生した場合には、速やかに利用者家族、医療機関、市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます。

11. 虐待防止に関する事項

地域包括支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、職員研修の実施、苦情処理体制の整備その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

12. 非常災害時の対応

地域包括支援センターは、業務継続計画に則り、震災、風水害、火災その他の災害が発生した場合には、災害対応に当たるとともに業務が停止することにより市民の生活に重大な影響を及ぼすことのないよう業務を継続し、適正な業務の執行に努めます。

13. 感染症の発生の予防及びまん延防止のための措置

地域包括支援センターは、業務継続計画に従い適切な衛生管理を実施するとともに感染症の発生の予防及びそのまん延防止に努めます。

14. ハラスメントの防止に関する事項

地域包括支援センターは、職員の利益の保護及び能力の発揮のため、他の職員又は利用者若しくはその家族等から受けるハラスメントの防止及び排除のための措置を講じ、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するように努めます。

15. 苦情相談窓口

地域包括支援センター及び介護予防サービス・支援計画書に位置付けたサービス等に対する苦情相談は以下の専用窓口で受け付けます。

＜苦情相談窓口＞

○逗子市中部地域包括支援センター 連絡先 046-872-2480
受付時間 午前 8 : 30～午後 5 : 15

＜介護保険の苦情相談の窓口＞

○逗子市福祉部高齢介護課
逗子市福祉部社会福祉課
連絡先 046-873-1111（代）
受付時間 午前 8：30～午後 5：15

○神奈川県国民健康保険団体連合会 連絡先 045-329-3447
受付時間 午前8:30～午後5:00

【説明確認欄】

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所名 逗子市中部地域包括支援センター

説明者

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記の説明を受けました。

利用者 氏名

代理人又は立会人

氏名